

## 自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

### 1.（預金の支払時期）

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 預入日から1年経過後は、この預金の一部を1万円以上1円単位で解約することができます。

### 2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の一部を預入日から1年経過後に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数およびつぎの預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し一部解約の元金とともに支払います。

また、この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第4項により解約する場合も同様につぎの預入期間に応じた利率によって6か月複利の方で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

- ② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上4年未満	約定利率×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×30%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%

F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

G 3年以上4年未満 約定利率×80%

H 4年以上5年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

(2020年4月1日現在)